

議案第69号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「又は感染症」を「, 感染症」に改め, 「処理作業」の次に「その他感染症のまん延を防止するために行う作業で知事が人事委員会と協議して定めるもの」を加える。

附則を附則第1項とし, 同項に見出しとして「(施行期日)」を付し, 附則に次の2項を加える。

(防疫等作業手当の特例)

2 職員が, 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者が療養している宿泊施設のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの又はこれに準ずる区域として知事が人事委員会と協議して定めるものにおいて, 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事したときは, 防疫等作業手当を支給する。この場合において, 第4条の規定は適用しない。

3 前項の手当の額は, 作業に従事した日1日につき, 4,000円以内とする。

附 則

この条例は, 公布の日から施行し, 改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は, 令和2年2月1日から適用する。

(提案理由)

本県職員の特殊勤務手当の見直しに伴い, 所要の改正をしようとするものである。